官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令（総務・財務四）　一
○森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令（法務五七）　二
〔法規的告示〕
○所得税法第九条第一項第十三号ニ又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件（昭和四十四年十月大蔵省告示第九十六号）の一部を改正する件（財務三三四）
○遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示（経済産業一八二）
〔その他告示〕
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務三九九）
○保安林の指定をする件（農林水産一九七〇～一九七二）
○保安林の指定を解除する件（同一九七三～一九八〇）
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業一八三、一八四）
○都市計画に関する件（国土交通一〇八八）
○高速自動車国道に関する件（同一〇八九、一〇九〇）
○産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関の件（同一〇九一）
○宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件（同一〇九二）
○宅地建物取引業法施行規則の規定に基づく登録実務講習実施機関の登録事項の変更の件（同一〇九三）
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　宮内庁　防衛省　最高裁判所　五
〔皇室事項〕　五
〔官庁報告〕
官庁事項　五
土器川水系、大淀川水系及び肝属川水系に係る河川整備基本方針の変更について（国土交通省）　三
法　務　二
公証人任免（法務省）　四
国家試験
令和八年度情報処理技術者試験（経済産業省）　四
〔公　告〕
基本測量関係事項公告（国土交通省）　五
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一六四）　五
諸事項
裁判所　五
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　五
特殊法人等　六
日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更関係　六
会社その他　七

省　令

○総務省・財務省令第四号

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の六第二項第一号の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表中第九十七号及び第九十八号を削り、第九十六号を第九十八号とし、第六十五号から第九十五号までを二号ずつ繰り下げ、第六十四号を第六十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六十六　トリニダード・トバゴ

別表中第六十三号を第六十四号とし、第五十三号から第六十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五十二号の次に次の一号を加える。

五十三　セネガル

別表中第百号を削り、第百一号を第百号とし、第百二号から第百四号までを一号ずつ繰り上げ、第百五号を第百四号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五　ルワンダ

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十七号

不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第百三十一条第三項第五号及び第百五十条の規定に基づき、森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

法務大臣　平口　洋

森林経営管理法に基づく筆界特定の申請に係る筆界特定申請情報及び筆界特定添付情報の特例に関する省令

（筆界特定申請情報の特例）

第一条　筆界特定（不動産登記法第百二十三条第二号に規定する筆界特定をいう。以下同じ。）の申請人が森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条の規定に基づいて筆界特定の申請をする者である場合には、不動産登記法第百三十一条第三項第五号の法務省令で定める事項は、不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）第二百七条第二項各号に掲げるもののほか、申請人が森林経営管理法第四十七条の規定に基づいて申請をする者である旨とする。

（筆界特定添付情報の特例）

第二条　前条に規定する場合においては、不動産登記規則第二百九条第一項各号に掲げるもののほか、次に掲げる情報を法務局又は地方法務局に提供しなければならない。

一　対象土地（不動産登記法第百二十三条第三号に規定する対象土地をいう。以下同じ。）の一方又は双方が、申請人が森林経営管理法第四十三条第一項の規定に基づいて定めた集約化構想において定められた同条第二項第一号に掲げる区域内の森林の一筆の土地であることを証する情報

二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第百九十一条の四第一項に規定する林地台帳に同項第三号に掲げる事項として前号の一筆の土地とこれに隣接する他の土地（対象土地に限る。）との境界に関する測量が実施された旨が記載されていることを証する情報

○経済産業省告示第百八十二号

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物の一部を改正する告示

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物（平成十六年経済産業省告示第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改め、同条の見出し及び条名を削る。

遺伝子組換え生物等の第二種使用等のうち産業上の使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令（平成十六年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号）別表第一号の規定に基づき経済産業大臣が定めるＧＩＬＳＰ遺伝子組換え微生物は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する遺伝子組換え微生物とする。

一　当該遺伝子組換え微生物の宿主が次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ　病原性がないこと。

ロ　病原性に関係のあるウイルス及びプラスミドを含まないこと。

ハ　安全に長期間利用した歴史があること又は特殊な培養条件下以外では増殖が制限されること。

二　当該宿主に供与される核酸及び当該遺伝子組換え微生物の作成に用いられるベクターが次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ　性質が十分明らかにされており、有害と認められる塩基配列を含まないこと。

ロ　伝達性に乏しく、かつ、本来耐性を獲得することが知られていない生細胞に耐性マーカーを伝達しないこと。

三　当該遺伝子組換え微生物が次のイ及びロのいずれにも該当すること。

イ　病原性がないこと。

ロ　宿主と比べて増殖する能力が高くないこと。

第二条、別表第一、別表第二及び注釈を削る。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

法規的告示

○財務省告示第三百三十四号

所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第九条第一項第十三号への規定に基づき、所得税法第九条第一項第十三号ニ又はヘに規定する団体又は基金及び交付される金品等を指定する件（昭和四十四年十月大蔵省告示第九十六号）の一部を次のように改正し、令和七年分以後の所得税について適用する。

令和七年十二月二十六日

財務大臣　片山さつき

第二十四号を第二十五号とし、第二十三号を第二十四号とし、第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二　ノルウェー科学文学アカデミーからアーベル賞として交付される金品

三　対象土地の所有権登記名義人等（不動産登記法第百二十三条第五号に規定する所有権登記名義人等をいう。以下同じ。）のうちいずれかの者の同意を得たことを証する当該所有権登記名義人等が作成した情報

2　前項第三号に規定する情報を記載した書面には、その作成者が記名しなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十八号）の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

（筆界特定申請手数料規則の一部改正）

2　筆界特定申請手数料規則（平成十七年法務省令第百五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第七十三条第一項又は」を「第七十三条第一項、」に改め、「第三十六条第一項」の下に「又は森林経営管理法（平成三十年法律第三十五号）第四十七条」を加える。

その他告示

○総務省告示第三百九十九号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

令和七年十二月二十六日

総務大臣　林　芳正

名　称	立憲民主党本部周辺地域
期　間	令和七年十二月二十八日から令和八年十二月二十七日まで
地　域	東京都千代田区　平河町一丁目 平河町二丁目 隼町

側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○農林水産省告示第千九百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県江津市桜江町田津五九八の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市吉田町深野字深野三六九

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字深野三六九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県雲南市三刀屋町乙加宮二三三五の二、三四〇〇の一、三四〇〇の七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

三刀屋町乙加宮二三三五の二・三四〇〇の一・三四〇〇の七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　山梨県甲州市大和町初鹿野字小林四二一四の六（国有林）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字草木沢角間三八四（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　福島県双葉郡富岡町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　潮害の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県庁及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　新潟県胎内市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　ダム用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を新潟県庁及び胎内市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市葵区奥仙俣字姥沢一七四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第千九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈡　保安林として指定された目的　水源の涵養

㈢　解除の理由　道路用地とするため

㈣　解除に係る保安林の所在場所　宮崎県日南市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

㈤　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

㈥　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県庁及び日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　栃木県那須塩原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を栃木県庁及び那須塩原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百八十三号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和六年経済産業省告示第五号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和六年能登半島地震	石川県	令和六年一月一日から令和八年三月三十一日まで
	金沢市	
	七尾市	
	小松市	
	輪島市	
	珠洲市	
	加賀市	
	羽咋市	
	かほく市	
	白山市	
	能美市	
	河北郡津幡町	
	河北郡内灘町	
	羽咋郡志賀町	
	羽咋郡宝達志水町	
	鹿島郡中能登町	
	鳳珠郡穴水町	
	鳳珠郡能登町	

○経済産業省告示第百八十四号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、令和七年経済産業省告示第百四十七号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）の全部を次のように改正し、令和八年一月二日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

災害名	地域	指定の期間
令和七年台風第十二号に伴う災害	鹿児島県	令和七年八月二十一日から令和八年四月一日まで
	南さつま市	

○国土交通省告示第千八十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第三項の規定により、都市計画事業の承認をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の承認後の収用又は使用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　施行者の名称　国土交通大臣

二　都市計画事業の種類及び名称　四日市都市計画道路事業３・３・９１号北勢バイパス

三　事業施行期間　自令和七年十二月二十六日至令和二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　三重県四日市市曽井町字東門田並びに高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字中谷、字稲谷、字鷺沢、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北岨、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大岨、字小岨、字大垣外、字荒野及び字茶垣外並びに釆女町字清水地内　三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分　三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北岨地内

五

収用又は使用の手続が保留される事業地

収用の部分　三重県四日市市高角町字東川原並びに小生町字北川原、字流、字中長、字高腰、字生泉、字南谷及び字尼ヶ谷並びに川島町字浮橋、字大坪、字六谷、字西谷及び字南谷並びに三滝台二丁目並びに浮橋一丁目及び二丁目並びに八王子町字南幸、字幸ヶ谷、字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに波木町字小野、字板井橋、字辻之下及び字小広並びに山田町字霜田及び字作花台、字植松及び字荒起並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田、字北岨、字道堰、字中山、字井口及び字中川原並びに南小松町字明ル、字大岨、字小岨、字大垣外、字荒野及び字茶垣外並びに釆女町字清水地内　三重県鈴鹿市下大久保町字東浦山地内

使用の部分　三重県四日市市小生町字高腰並びに川島町字大坪及び字西谷並びに八王子町字出雲、字聖り、字高花、字里前及び字石坂並びに山田町字霜田及び字川南並びに北小松町字菖蒲谷、字丁田及び字北岨地内

○国土交通省告示第千八十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　東北縦貫自動車道弘前線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
八幡平市細野四五三番七から同市星沢七六番五まで	前	最大　五三	九九五
		最小　二四	
	後	最大　一四三	
		最小　三四	

○国土交通省告示第千九十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から三十日間国土交通省中国地方整備局において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

路線名　山陽自動車道吹田山口線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
防府市大字佐野字峠下一〇四一六番四地先から同市大字佐野字峠下一〇四五八番一まで	前	最大　二五七	一四二
		最小　六一	
	後	最大　三〇〇	
		最小　六一	

○国土交通省告示第千九十一号

産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第四十二条第一項の登録の更新をしたので、同法第七十一条第一号の規定に基づき告示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

産業標準化法第四十二条第一項の登録の更新をした認証機関

登録更新年月日	登録認証機関の名称及び所在地	認証を行う事務所の名称及び所在地	登録の区分	認証を行う区域
令和７年12月26日	一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町３番３２号	一般財団法人日本舶用品検定協会 東京都千代田区紀尾井町３番３２号	F（船舶）	日本国、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国及びタイ王国

○国土交通省告示第千九十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である一般社団法人日本就職支援協会から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区渋谷二丁目十四番十三号
変更後	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十五番五号

二　変更する年月日　令和七年十月一日

○国土交通省告示第千九十三号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である一般社団法人日本就職支援協会から住所及び講習業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

一　住所及び講習業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	東京都渋谷区渋谷二丁目十四番十三号
変更後	東京都新宿区歌舞伎町二丁目四十五番五号

二　変更する年月日　令和七年十月一日

国会事項

参議院

弔詞

十月十七日逝去された元内閣総理大臣村山富市君に対し、十二月二十日次の弔詞をささげた。

参議院は　わが国　民主政治発展のため力を尽くされました　元内閣総理大臣正二位大勲位村山富市君の長逝に対し　つつしんで哀悼の意を表し　うやうやしく弔詞をささげます

国会議員の資産等報告書の閲覧開始のお知らせ

政治倫理の確立のための国会議員の資産等の公開等に関する法律に基づく資産等報告書を次の要領で閲覧を開始いたします。

閲覧開始日

資産等報告書　令和八年一月五日（月）

閲覧場所

参議院議員会館地下二階

資産等報告書等閲覧室

（千代田区永田町二丁目一番一号）

閲覧時間等

午前九時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時三十分まで

なお、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年一月三日までの日及び事務総長が特に必要と認める日は、閲覧業務を休止いたします。

人事異動

内閣

特命全権大使

同　馬越　正之

同　大沼　俊之

願に依り本官を免ずる（各通）（十二月二十三日）

折笠　弘維

同　下川眞樹太

宮内庁

宮内庁次長

勤務延長の期限を令和七年十二月二十四日に繰り上げる（十二月二十三日）

黒田武一郎

宮内庁次長

国家公務員法第八十一条の七第一項の規定により勤務延長の期限到来により令和七年十二月二十四日限り退職

緒方　禎己

宮内庁次長に任命する（以上十二月二十四日）

黒田武一郎

防衛省

（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）防衛審議官

中野　憲幸

防衛事務官（大臣官房付）に転任させる

内閣官房へ出向させる（併任）

（大臣官房付）防衛事務官　**吉野　幸治**

防衛書記官（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）に転任させる（以上十二月十九日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事

太田　多恵

札幌家庭裁判所判事に補する

兼ねて札幌地方裁判所判事に補する

札幌簡易裁判所判事に補する（十二月二十三日）

皇室事項

認証官任命式

十二月二十四日午後五時、宮中において、宮内庁長官黒田武一郎の認証官任命式が行われた。

官庁報告

官庁事項

土器川水系、大淀川水系及び肝属川水系に係る河川整備基本方針の変更について

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条第一項の規定に基づき、令和七年十二月二十二日に、土器川水系、大淀川水系及び肝属川水系に係る河川整備基本方針を変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、変更した旨を公表する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

法務

公証人任免

さいたま地方法務局所属公証人栗原正史は願により公証人を免ぜられた。（十二月十六日）（法務省）

国家試験

令和８年度情報処理技術者試験

情報処理の促進に関する法律施行規則（平成28年経済産業省令第102号）第39条において準用する第４条第１項の規定に基づき、令和８年度情報処理技術者試験のうち、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及びＩＴパスポート試験を実施する期日、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のように定めたので、公示する。

令和７年12月26日

経済産業大臣　赤澤　亮正

１　試験を実施する期日　令和８年４月１日(水)から令和９年３月31日（水）までの間で、独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の指定する日

（試験の区分）

基本情報技術者試験

情報セキュリティマネジメント試験

ＩＴパスポート試験

２　試験場所　機構が指定する場所

３　受験資格　特に限定しない。

４　試験案内書について

⑴　入手方法　機構のホームページ（https://www.ipa.go.jp/）から受信する。

⑵　入手期間　機構が指定する期間

５　受験手数料　情報処理の促進に関する法律施行令第２条第２項で定める額

基本測量関係事項公告

基本測量の測量成果を得たので、測量法（昭和24年法律第188号）第27条第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和７年12月26日

国土交通大臣　金子　恭之

種類	縮尺	実施時期	地域 所属番号	地域 図名	摘要
地形図	２万５千分１	令和７年	東京	10―3 青梅	調製・多色・桭判
〃	〃	〃	豊橋	14―1 豊田北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	金沢	8―4 越前勝山	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	5―3 荒島岳	〃　〃　〃
〃	〃	〃	岐阜	9―1 越前大野	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	1―1 小牧	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	1―2 名古屋北部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	2―1 名古屋南部	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	2―3 蟹江	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	2―4 飛島	〃　〃　〃
〃	〃	〃	名古屋	6―1 弥富	〃　〃　〃

備考　地図の刊行日　令和８年１月１日

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公 示 催 告

失踪に関する届出の催告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５号
兵庫県南あわじ市広田広田1223番地
清算株式会社　株式会社ＫＨ鉄工所
代表清算人　福島　隆昭
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
神戸地方裁判所洲本支部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第２０５０号
東京都千代田区麹町３丁目３番地　ＫＤＸ麹町ビル４階
清算株式会社　株式会社零
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第６号
岐阜県飛騨市古川町沼町650番地の２
清算株式会社　株式会社らくよう工芸
代表清算人　中西　大輔
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
岐阜地方裁判所高山支部

令和７年（ヒ）第３３号
京都市上京区一条通西洞院東入元真如堂町366番地
清算株式会社　株式会社青松
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第１００３号
福岡県福津市本木281番地１
清算株式会社　九州たまご株式会社
1　決定年月日　令和７年12月15日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第３号
長野県飯田市松尾新井6433番地１
清算株式会社　株式会社アイティーシー
代表清算人　横前　忠幸
1　決定年月日　令和７年12月11日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　通則
1　利息・遅延損害金の免除
清算株式会社は、協定債権のうち特別清算開始決定日以後の利息債権及び遅延損害金請求権については、本協定認可確定時に協定債権者から全額免除を受ける。
2　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
第２　協定債権の弁済及び免除
1　免除
協定債権者は、本協定認可決定確定時において、清算株式会社に対する協定債権の全額につき、その債務を免除する。
2　新たな財産が発見された場合の弁済
⑴　本協定認可決定確定後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除してなお残額が存する場合は、清算株式会社は一般債権者に対し、一般債権者の各残元本額に応じて当該残額を按分弁済する。
⑵　⑴による弁済を行った場合は、１に基づく免除は、新たにされた弁済の限度で⑴に基づく弁済時に遡って効力を失う。
以上
長野地方裁判所飯田支部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

日本銀行基準割引率および基準貸付利率変更

日本銀行基準割引率および基準貸付利率を下記のとおり年0.25パーセント引上げ、令和７年12月22日から実施することとしたので、日本銀行業務方法書第７条第２項の規定に基づき公表します。

記

日本銀行法第33条第１項第１号の手形の割引に係る基準となるべき割引率（基準割引率）および同項第２号の貸付けに係る基準となるべき貸付利率（基準貸付利率）。

年1.0パーセント

令和７年12月19日　　日本銀行

会社その他の公告

合併公告

令和七年十二月十三日開催の甲、乙の臨時総会において、左記組合は合併して甲は、乙の権利義務一切を承継して存続し、乙は解散することを決議いたしました。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、左記組合の財産目録及び貸借対照表は当該組合の主たる事務所に備え置いています。

以上、水産業協同組合法第六十九条において準用する同法第五十三条の規定により公告いたします。

令和七年十二月二十六日

青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町三六四番地二　（甲）深浦漁業協同組合

代表理事組合長　嶋元　武信

青森県西津軽郡深浦町大字大間越字釜屋沢一〇番地　（乙）大間越漁業協同組合

代表理事組合長　川村　幹文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲・乙）

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　十五頁

令和七年十二月二十六日

埼玉県川口市戸塚東二丁目一番二六号竹村ビル二階　（甲）株式会社藤野興業

代表取締役　藤野　拓也

埼玉県川口市戸塚東二丁目一番二六号竹村ビル二階　（乙）藤野興業株式会社

代表取締役　藤野　拓也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、各社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）

掲載紙　日刊工業新聞

掲載日　令和七年十二月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年十二月二十六日

千葉市美浜区新港三二番地一　（甲）ＳＯＵセレモニー株式会社

代表取締役　松丸　喜樹

埼玉県比企郡小川町大字増尾五三二番地一　（乙）株式会社花友

代表取締役　福島　裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.alc.co.jp/company/publicnotice/

（乙）https://www.alc-education.co.jp/company/publicnotice/

令和七年十二月二十六日

東京都品川区北品川六丁目七番二九号　（甲）株式会社アルク

代表取締役　田中　伸明

東京都品川区北品川六丁目七番二九号　（乙）株式会社アルクエデュケーション

代表取締役　田中　伸明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一四〇頁（号外第一四六号）

（乙）（丙）ともに

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十七日

掲載頁　一三九頁（号外第一四六号）

令和七年十二月二十六日

東京都足立区竹の塚六丁目八番一五号　（甲）株式会社ピーアーク千葉・神奈川

代表取締役　湯田　大輔

東京都足立区竹の塚六丁目八番一五号　（乙）株式会社ピーアーク東京

代表取締役　石原　圭太

東京都足立区竹の塚六丁目八番一五号　（丙）株式会社ピーアーク埼玉

代表取締役　湯田　大輔

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://uloqo.net/

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十六日

東京都港区南青山五丁目一〇番二号　（甲）株式会社ｕｌｏｑｏ

代表取締役　関川　懸介

東京都中央区銀座一丁目一二番四号Ｎ＆ＥＢＬＤ．七Ｆ　（乙）Ｌｏｐ株式会社

代表取締役　佐伯　夏生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第一生命日比谷ファースト一八階　（甲）株式会社Ｍ

代表取締役　原　禄郎

東京都千代田区大手町一丁目九番七号大手町フィナンシャルシティサウスタワー一五階　（乙）日本コンセプト株式会社

代表取締役　松元　孝義

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十四日

掲載頁　二五四頁（号外第一六九号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

東京都港区芝浦三丁目一六番一六号　（甲）エムシーファッション株式会社

代表取締役　西川　信一

神戸市中央区港島中町六丁目八番一　（乙）株式会社Ｉｄｉｏｍ

代表取締役　土屋　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三七頁（号外第一一七号）

（乙）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

東京都港区北青山三丁目五番一〇号　（甲）株式会社ライフスタイルイノベーション

代表取締役　木津　英之

神戸市中央区港島中町六丁目八番一　（乙）株式会社ワールドライフスタイルクリエーション

代表取締役　西川　信一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年八月二十日
掲載頁　八頁

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　四頁

令和七年十二月二十六日
東京都中央区日本橋本町一丁目五番四号
（甲）株式会社フクヤ
代表取締役　齋藤　潤一
東京都中央区日本橋本町一丁目五番四号
（乙）株式会社トーキョーキャラクターメーカーズ
代表取締役　奥野　晴基

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　四頁

令和七年十二月二十六日
東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）株式会社Ｓｗｅｅｔ　Ｐｉｘｅｌｓ
代表取締役　長江　国輝
東京都目黒区上目黒三丁目一三番一一号
（乙）ＩＮＰ合同会社
代表社員　株式会社ＧＥＮＤＡ
職務執行者　長江　国輝

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲及び乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十六日
掲載頁　五十七頁（号外第二七四号）

（丙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十六日
掲載頁　五十六頁（号外第二七四号）

令和七年十二月二十六日
東京都北区赤羽西六丁目一〇番二二号
（甲）十条ケミカル株式会社
代表取締役　小山　裕
東京都北区赤羽西六丁目一〇番二二号
（乙）ドライングシステム株式会社
代表取締役　小山　裕
埼玉県羽生市西四丁目二〇番地一
（丙）株式会社ネイリス
代表取締役　小山　裕

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月十日
掲載頁　九十五頁（号外第二四七号）

令和七年十二月二十六日
東京都北区赤羽南一丁目一五番三―九〇六号
（甲）Ｃｏｒｓａｉｒ　Ｆａｎａｔｅｃ　Ｊａｐａｎ株式会社
代表取締役　菅原　良彦
東京都中央区日本橋室町一丁目一三番七号
ＰＭＯ日本橋室町三階三〇四号室
（乙）Ｃｏｒｓａｉｒ　Ｊａｐａｎ合同会社
代表社員　海盗船控股（香港）有限公司
職務執行者　マイケル・ジョージ・ポッター

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十日
掲載頁　六頁

（乙）計算書類の公告義務はありません。

（丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十六日
東京都足立区西綾瀬二丁目二三番二二号
（甲）株式会社江戸一
代表取締役　珊瑚　卓哉
東京都中央区日本橋茅場町一丁目六番一七号
（乙）ダイエー・ホール・ビジネス有限会社
取締役　珊瑚　卓哉
東京都中央区日本橋茅場町一丁目六番一七号
（丙）ダイエー・コミュニティー有限会社
代表取締役　珊瑚　卓哉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十日
掲載頁　八十九頁（号外第二七〇号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十日
掲載頁　八十八頁（号外第二七〇号）

令和七年十二月二十六日
横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号
（甲）サミュエル株式会社
代表取締役　丹波　浩司
東京都港区西新橋一丁目一六番三号
（乙）株式会社アムリード
代表取締役　丹波　浩司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　静岡県において発行する毎日新聞
掲載の日付　令和七年十一月二十一日
掲載頁　十五頁

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十六日
静岡県富士市富士岡五九五番地の一
（甲）矢崎紙工株式会社
代表取締役　川口　昌信
静岡県富士市比奈七六〇番地の一
（乙）ワイケイ工業株式会社
代表取締役　久保田雅則

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日
名古屋市中区丸の内三丁目一九番一二号
（甲）社会保険労務士法人中部経営労務センター　代表社員　鬼頭　統治
東京都千代田区神田淡路町二丁目二三番地
一お茶の水センタービル八階
（乙）ブレイン社会保険労務士法人
社員　北村　庄吾

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日
愛知県北名古屋市高田寺一本橋七番地
（甲）医療法人ＫＡＧ
理事長　藁科　秀紀
名古屋市北区金城二丁目一二番五号
（乙）医療法人しろみ会
理事長　操　良

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十一日
掲載頁　一五七頁（号外第二五六号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十一月二十一日
掲載頁　一五八頁（号外第二五六号）

令和七年十二月二十六日
名古屋市中区丸の内二丁目一九番二九号
（甲）株式会社渡辺商店
代表取締役　渡辺　敬一
長崎県佐世保市小佐々町臼ノ浦九番地
（乙）株式会社小佐々渡辺
代表取締役　渡邊　敬一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　産業経済新聞
掲載の日付　令和七年十二月十六日
掲載頁　二十五頁

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十六日
掲載頁　五十八頁（号外第二七四号）
令和七年十二月二十六日

京都市山科区西野大手先町一一番地四
（甲）株式会社岐阜グリフィン
代表取締役　水田　均

京都市山科区西野大手先町一一番地四
（乙）株式会社いわきグリフィン
代表取締役　水田　均

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

なお、この合併については京都府知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

京都市北区紫竹西南町六五の三、一三一番地
（甲）医療法人葵会
理事長　吉川　惠造

京都市下京区朱雀裏畑町七三番地
（乙）医療法人西七条厚生会
理事長　関沢　敏弘

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://ontsu.co.jp/
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月三十日
掲載頁　二十一頁

令和七年十二月二十六日

大阪市北区本庄東一丁目一番一〇号
（甲）株式会社音通
代表取締役　羽牟　秀幸

愛知県一宮市三ツ井二丁目二八番二三号
（乙）株式会社カジ・コーポレーション
代表取締役　羽牟　秀幸

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

大阪市住吉区南住吉三丁目三番七号
（甲）医療法人錦秀会
理事長　簸本　知里

大阪府和泉市あゆみ野一丁目七番一号
（乙）医療法人聖和錦秀会
理事長　簸本　知里

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併については令和七年十二月十八日付で大阪府知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目二番一八号
（甲）医療法人友紘会
理事長　林　豊行

大阪府東大阪市横枕一番三一号
（乙）医療法人河内友紘会
理事長　高田　俊明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.daiei.co.jp/corporate/ir/koukoku.html
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年五月十六日
掲載頁　九十六頁（号外第一〇八号）

令和七年十二月二十六日

兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
（甲）株式会社ダイエー
代表取締役　西峠　泰男

神奈川県川崎市川崎区白石町六番一号
（乙）株式会社ボンテ
代表取締役　荻原　正明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://corp.world.co.jp/company/notice/
令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（甲）株式会社ワールド・ブランズ
代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（乙）株式会社ワールドプロダクションパートナーズ
代表取締役　土屋　英樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年一月三十日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一三四頁（号外第一一七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一三九頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（甲）株式会社フィールズインターナショナル
代表取締役　靏　博幸

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（乙）株式会社ワールドアンバー
代表取締役　岩切　徳人

合併公告

左記法人は、事業の一層の発展及び医療サービスの継続的な向上を目的として合併し、甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、令和八年三月十八日までにお申し出ください。

令和七年十二月二十六日

福岡県遠賀郡岡垣町海老津二丁目七番六号
（甲）医療法人くわのキッズクリニック
理事長　桒野　聡

広島市中区本通八番二三号本通ヒルズ四階
（乙）医療法人絹谷産婦人科
理事長　絹谷　正之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の北ガス石狩発電所における火力発電事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年六月二十七日
掲載頁　四十八頁（号外第一四六号）
（乙）金融商品取引法に基づく有価証券報告書提出済
令和七年十二月二十六日

札幌市東区北七条東二丁目一番一号
（甲）株式会社エナジーソリューション
代表取締役　近藤　清隆

札幌市東区北七条東二丁目一番一号
（乙）北海道瓦斯株式会社
代表取締役　川村　智郷

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のミニロケ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　四頁

（乙）https://www.gendagigo.jp/
令和七年十二月二十六日

東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）株式会社ＧＥＮＤＡ　Ｇａｍｅｓ
代表取締役　安河内　元

東京都港区東新橋一丁目九番一号
（乙）株式会社ＧＥＮＤＡ　ＧｉＧＯ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ
代表取締役　二宮　一浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のオンラインクレーンゲーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.gendagigo.jp/
（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月二日
掲載頁　四頁
令和七年十二月二十六日

東京都港区東新橋一丁目九番一号
（甲）株式会社ＧＥＮＤＡ　ＧｉＧＯ　Ｅｎｔｅｒｔａｉｎｍｅｎｔ
代表取締役　二宮　一浩

東京都港区東新橋一丁目九番一号
（乙）株式会社ＧＥＮＤＡ　Ｇａｍｅｓ
代表取締役　安河内　元

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のトラッカーズマネージャー事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年六月十七日
掲載頁　十二頁
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年一月二十四日
掲載頁　一一六頁（号外第十四号）
令和七年十二月二十六日

東京都中央区八丁堀二丁目一四番一号
（甲）ハコベル株式会社
代表取締役　狭間　健志

東京都港区芝大門二丁目五番五号
（乙）株式会社Ａｚｏｏｐ
代表取締役　朴　貴頌

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のカルテコ事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
令和七年十二月二十六日

東京都千代田区神田美土代町七番地
（甲）株式会社カルテ庫
代表取締役　岩崎　博之

東京都千代田区神田美土代町七番地
（乙）メディカル・データ・ビジョン株式会社
代表取締役　岩崎　博之

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の子会社管理事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　七十二頁（号外第二七七号）
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年十二月十九日
掲載頁　七十二頁（号外第二七七号）
令和七年十二月二十六日

川崎市川崎区中瀬三丁目一番七号
（甲）株式会社アイエスケー
代表取締役　金島　昌男

神奈川県川崎市川崎区南町一八番地三
（乙）ＭＯＣＣＩ株式会社
代表取締役　金島　昌男

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）計算書類の公告義務はありません。
令和七年十二月二十六日

新潟市南区保坂二九三番地一
（甲）株式会社瑞雪楼
代表取締役　青柳　紀佳

新潟県新潟市南区保坂字岡下二九三番一
（乙）有限会社雪国家
代表取締役　青柳　佳皎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社ライフギアコーポレーションの株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年七月二十四日
掲載頁　二五四頁（号外第一六九号）
令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（甲）株式会社ワールドプラットフォームサービス
代表取締役　西川　信一

東京都港区芝浦三丁目一六番一六号
（乙）エムシーファッション株式会社
代表取締役　西川　信一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社フィールズインターナショナル、株式会社エクスプローラーズトーキョー、株式会社アルカスインターナショナル、株式会社ケーズウェイ、株式会社ナルミヤ・インターナショナル、株式会社ワールドライフスタイルクリエーション、株式会社ヒロフ、株式会社ストラスブルゴ、神戸レザークロス株式会社の株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（甲）株式会社ワールド・ブランス
代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（乙）株式会社ワールド
代表取締役　鈴木　信輝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のエムシーファッション株式会社、株式会社ファッション・コ・ラボ、株式会社ＯｐｅｎＦａｓｈｉｏｎ、株式会社ワールドソーイングの株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年五月二十八日
掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）
（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出済
令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（甲）株式会社ワールドプラットフォームサービス
代表取締役　西川　信一

神戸市中央区港島中町六丁目八番一
（乙）株式会社ワールド
代表取締役　鈴木　信輝

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社ライフスタイルイノベーション、株式会社ココシュニックの株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールド・ブランズ

代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社ワールドライフスタイルクリエーション

代表取締役　西川　信一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社ワールドアンバーの株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールド・ブランズ

代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社ワールドプラットフォーム

代表取締役　西川　信一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の株式会社Ｉｄｉｏｍ、株式会社ラ・モードの株式管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールド・ブランズ

代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社ワールドプラットフォーム

代表取締役　西川　信一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の海外卸事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三四頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールド

代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社フィールズインターナショナル

代表取締役　靏　博幸

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のｃｌｏｅｎｃ、ＡＵＢＲＩＯＴ、ＧＡＬＬＥＳＴのブランド事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールドプラットフォーム

代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社ワールドプロダクションパートナーズ

代表取締役　土屋　英樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のｃｌｏｅｎｃ、ＡＵＢＲＩＯＴ、ＧＡＬＬＥＳＴのブランド事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

（乙）https://corp.world.co.jp/company/notice/

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールドプラットフォームサービス

代表取締役　西川　信一

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社ワールドプロダクションパートナーズ

代表取締役　土屋　英樹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営繕事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和八年三月一日であります。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年五月二十八日

掲載頁　一三八頁（号外第一一七号）

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（甲）株式会社ワールド

代表取締役　鈴木　信輝

神戸市中央区港島中町六丁目八番一

（乙）株式会社ワールドプラットフォームサービス

代表取締役　西川　信一

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙のダイヤモンド・テニスクラブ学園前事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月一日

掲載頁　九十六頁（号外第一五〇号）

令和七年十二月二十六日

奈良市東登美ヶ丘四丁目二三番四号

（甲）株式会社レッツテニス

代表取締役　志野　勝宏

東京都杉並区高井戸東二丁目二三番一号

（乙）ダイヤモンド・スポーツクラブ株式会社

代表取締役　志野　勝宏

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社オリジネーターホールディングス（住所東京都渋谷区千駄ケ谷四丁目一九番一二号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　千葉日報

掲載の日付　令和七年十二月二十二日

掲載頁　十三頁

令和七年十二月二十六日

東京都渋谷区千駄ケ谷四丁目一九番一二号

株式会社オリジネーター

代表取締役　長谷部裕樹

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ＡＸＩＳ（住所、東京都新宿区大久保二丁目二番一二号ＶＯＲＴ東新宿六Ｆ）に対して当社の「Ｉｎｎｏｒｕｌｅｓ」関連保険事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十五日

掲載頁　二頁

令和七年十二月二十六日

東京都新宿区大久保二丁目二番一二号

エスコ・ジャパン株式会社

代表取締役　李　顕　庫

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

福島県双葉郡大熊町大字下野上字原一一二番四

ピクセルハイ合同会社

代表社員　ピクセルカンパニーズ株式会社

職務執行者　谷川　直哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

群馬県高崎市飯塚町一三八〇番地三

ＡＺＵＲＲＯ合同会社

代表社員　山花　聡

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

埼玉県富士見市鶴瀬西三丁目八番二二号

合同会社ＫＥＮＷＩＺ

代表社員　深澤　賢

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

東京都港区麻布十番三丁目四番三号

ＳｋｙＳｅｎｓｅ合同会社

代表社員　アドディン　パヴェル

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

東京都世田谷区粕谷一丁目一七番四号第二芦花公園ヒミコセラン二〇一

ＢＵＲＮ＆ＵＰ合同会社

代表社員　海野　雄史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

東京都台東区浅草橋一丁目二八番三号二階

合同会社ＳＨＩＭＯＪＩＭＡ

代表社員　下島　瞳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

東京都新宿区西新宿七丁目四番七号イマス浜田ビル五階

合同会社ＳＥＬＥＣＴ

代表社員　津村　優

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

山梨県北杜市明野町上手一一四二〇番地三

合同会社ＣＯＨＳＥＮ

代表社員　小川三四郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

静岡県御殿場市中畑一九二八番地の一二

合同会社Ａｄｄｓ

代表社員　上岡　泰也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十日であり、組織変更後の商号は株式会社ＳＡＭとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

滋賀県草津市大路二丁目一番二七の一九一一号

合同会社ＳＴＡＹ

代表社員　堀井　摩耶

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は、福知山環境センター株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当組合の直近の財産目録及び貸借対照表は当組合事務所に備え置いてあります。

令和七年十二月二十六日

京都府福知山市字多保市小字上野一三六番の九九

福知山環境センター企業組合

代表理事　松下　雄貴

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社Ｇｒａｃｅとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

大阪市平野区喜連五―一―三五

合同会社笑夢

代表社員　増田　優作

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十七日であり組織変更後の商号は株式会社Ｇｒｅｅｎ　Ｆｉｅｌｄとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

大阪府大阪市中央区南船場四丁目一〇番五号南船場ＳＯＨＯビル七〇二　合同会社草

代表社員　有光　立行

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二十日であり組織変更後の商号はＭＺ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

大阪府堺市堺区南清水町二丁二番一二号

ＡｃｈＨＩＫ堺東一号室

Ｚｈｏｕ，ｓ合同会社

代表社員　周　琪琦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月三日であり組織変更後の商号はエスケイスタッフサービス株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

大阪府摂津市東別府四丁目一番一―二〇一号

エスケイスタッフサービス合同会社

代表社員　吉本　和広

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月三日であり組織変更後の商号はＢＦホスピタリティ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

大阪市西成区花園北二丁目一五番二一号

ＢＦホスピタリティ合同会社

代表社員　寶子　剛史

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ヒーローズプロパティとします。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年十二月十五日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

兵庫県伊丹市山田六丁目四番三―三号

合同会社一徳

代表社員　紙谷　一徳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年二月十三日であり、組織変更後の商号は株式会社エイトウェルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

沖縄県沖縄市泡瀬四丁目一七番二二号

合同会社エイトウェル

代表社員　滿名　勇紀

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四〇〇万円減少し一〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十九日

掲載頁　六十五頁（号外第二七七号）

令和七年十二月二十六日

埼玉県春日部市南中曽根八四九―六

株式会社ハルトランスポート

代表取締役　有山　祥彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六十七億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月六日

掲載頁　一三二頁（号外第一二五号）

令和七年十二月二十六日

千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一

イオンネクスト株式会社

代表取締役　バラット・ルパーニ

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七億五千五百五十五万円減少し、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

ＭＳＤ企業投資Ｃ号株式会社

代表取締役　**廣**岡　諒介

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が三億一円以上となることを条件として、資本金の額を二億一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号ジャフコグループ株式会社内

株式会社Ｄ＆Ｊグループ

代表取締役　青山　圭右

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千三十六万七千九十八円減少して一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載日　令和七年十二月二十六日

掲載頁　三頁

令和七年十二月二十六日

東京都八王子市館町五三七―二五

株式会社エンジニアのミカタ

代表取締役　田代　正義

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千万五千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区神田神保町三丁目一二番三号神保町スリービル八階

株式会社アスラホールディングス

代表取締役　安枝　太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少し八百九十二万八千五百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月二十三日

掲載頁　一三一頁（号外第一三九号）

令和七年十二月二十六日

東京都渋谷区渋谷三丁目六番二号エクラート渋谷五Ｆ

株式会社シンプレクス・リスク・マネジメント

代表取締役　齋藤　龍

資本金の額の減少公告

当社は、Ｃ１種優先株式の発行等により資本金の額が十四億八千九百十七万六千五百八円以上になることを条件として、資本金の額を十四億八千九百十七万六千五百八円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

なお、当社は令和八年一月十五日付で東京都中央区晴海四丁目七番四号に本店移転する予定です。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月二十五日

掲載頁　九十五頁（号外第一七〇号）

令和七年十二月二十六日

東京都渋谷区千駄ケ谷三丁目一一番八号

（ＴＯＳグループ内）

ＮＯＴ　Ａ　ＨＯＴＥＬ株式会社

代表取締役　濵渦　伸次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を令和七年十二月二十六日時点の金四千四百九十九万九千三百二十五円から金一千四百九十九万九千三百二十五円減少し、金三千万円とすることといたしました。また、令和八年一月三十日を払込期日とするＤ種優先種類株式の発行があった場合には、当該Ｄ種優先種類株式の発行により増加する資本金の額同額分についても減少することにより、最終的な資本金の額を金三千万円とすることといたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年一月二十六日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://goopass.co.jp/

令和七年十二月二十六日

東京都新宿区西新宿六丁目三番一号

ＧＯＯＰＡＳＳ株式会社

代表取締役　高坂　勲

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十六日

東京都港区高輪二丁目二一番一号

高輪ビジネス企画１号株式会社

代表取締役　笠井　道彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千八百四十六万四千六十六円減少し五千六百三万八千七百六十九円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月三十一日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月二十六日

掲載頁　二頁

令和七年十二月二十六日

東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番一〇号日本橋ライフサイエンスビルディング七

株式会社Ｍ―ＩＮＴ

代表取締役　藤尾　夏樹

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七十五万円減少し十万円とすることにいたしました。

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

福井県鯖江市深江町四番十九号

合同会社ヴィラート

代表社員　恩地　邦彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千九十八万二千五百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/822570/announces

令和七年十二月二十六日

神戸市中央区栄町通五丁目二―二リアライズ神戸二〇二号　株式会社ＡＭＤｌａｂ

代表取締役　藤井　章弘

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四百万円減少し百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十三日

掲載頁　一二一頁（号外第二八〇号）

令和七年十二月二十六日

兵庫県宝塚市仁川高台二丁目五番二五号　アメニティア株式会社

代表取締役　藤田　伸一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百七十五万円減少し八千四百二十五万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月二十六日

兵庫県三田市川除四五番地一　有限会社創桐

代表取締役　山本新九郎

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十五日

掲載頁　七十四頁（号外第二五七号）

令和七年十二月二十六日

仙台市青葉区宮町一丁目三番一五号　株式会社小西屋本店

代表取締役　竹田　智美

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十一月一日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和七年十二月十八日

掲載頁　八頁

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区有楽町一丁目八番一号　グラーツ・オートモーティブ・ホールディングス株式会社

代表取締役　荒井　賢

準備金の額の減少公告

当社は、効力発生日を令和七年十一月一日とする株式交換により増加した資本準備金の増加額全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　宮古毎日新聞

掲載の日付　令和七年十二月十八日

掲載頁　八頁

令和七年十二月二十六日

東京都世田谷区等々力二丁目三六番六号　グラーツ・オートモビール株式会社

代表取締役　荒井　賢

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億五千万円減少し、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　六十三頁（号外第五十四号）

令和七年十二月二十六日

東京都目黒区青葉台三丁目六番二八号　株式会社ＲＥＣＥＰＴＩＯＮＩＳＴ

代表取締役　大宮真里子

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社トーケミ（住所大阪市淀川区田川北一丁目一二番一一号）との株式交換（以下「本株式交換」という。）により資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十二月十七日

掲載頁　一五一頁（号外第二七五号）

令和七年十二月二十六日

大阪市淀川区田川北一丁目一三番九号　トミエンジ株式会社

代表取締役　細谷　卓也

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年一月八日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十五日

掲載頁　六十五頁（号外第一四三号）

令和七年十二月二十六日

大阪市西区南堀江三丁目一四番二二号　大阪カーライフグループ株式会社

代表取締役　小林　恭彦

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十億円、資本準備金の額を十億円減少し、それぞれ二億五千万円とすることにいたしました。

効力発生日は、令和八年一月二十七日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十二日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年六月二十日

掲載頁　四十四頁（号外第一三八号）

令和七年十二月二十六日

東京都中央区八丁堀二丁目一〇番九号　ＧｅＮｉＥ株式会社

代表取締役　齊藤雄一郎

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和七年十二月二十六日以降令和八年二月十三日までの日を払込期日とする株式の発行があった場合には、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分、資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

また、当社が発行している新株予約権が令和七年十二月二十六日以降令和八年二月十三日までの期間に行使された場合には、資本金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金の額と同額分、資本準備金の額を当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月三十日

掲載頁　八十二頁（号外第九十七号）

令和七年十二月二十六日

東京都渋谷区神宮前一丁目一〇番三七号　株式会社ＨＵＧＥ

代表取締役　新川　義弘

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金五億六千万円、資本準備金の額を金六億五千万円減少することといたしました。

この決定に対し異議ある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十六日

掲載頁　五頁

令和七年十二月二十六日

東京都中央区日本橋茅場町二丁目一二番一〇号　ＪＭＣ―ＢＭ株式会社

代表取締役　寺下　尚克

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、今後の資本政策上の柔軟性・機動性を確保するため、資本金の額を六百七十五億円、資本準備金の額を百七十五億円減少し、資本金の額と資本準備金の額をそれぞれ五百億円とすることにいたしました。また、利益準備金の額をその全額である八十億円減少することにいたしました。

効力発生日は令和八年三月二十三日を予定しております。但し、資本金の額の減少については、保険業法の規定に従い、内閣総理大臣の認可を受けられることが効力発生の前提となります。

この決定に対し異議のある保険契約者その他の債権者は、書面に以下の必要記載事項を明記の上、本公告掲載の翌日から一箇月以内に後記送付先に到達する郵便でお申し出ください。

〔保険契約者の場合〕

① 保険契約者の住所及び電話番号

② 保険契約者の氏名（自署、フリガナもご記入願います。）

③ 保険契約者の生年月日（法人、団体の場合は不要です。）

④ 保険契約の証券番号（複数のご契約をご締結いただいている場合は、いずれか一つの保険証券番号をご記入願います。）

⑤ 資本金及び準備金の額の減少に異議を申し立てる旨とその理由

〔債権者の場合〕

① 債権者の住所及び電話番号

② 債権者の氏名（自署、フリガナもご記入願います。法人、団体の場合は会社名等とそのフリガナをご記入願います。）

③ 債権者の生年月日（法人、団体の場合は不要です。）

④ 債権者が有する当社に対する債権の内容（債権額及び弁済期）

⑤ 資本金及び準備金の額の減少に異議を申し立てる旨とその理由

〔送付先〕

〒一〇五－〇〇〇三　東京都港区西新橋一丁目一番一号日比谷フォートタワー　第一フロンティア生命保険株式会社　企画総務部　資本金等の額の減少手続き担当

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.d-frontier-life.co.jp

令和七年十二月二十六日

東京都港区西新橋一丁目一番一号

第一フロンティア生命保険株式会社

代表取締役　明石　衛

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三千六百四十九万九千円、資本準備金の額を三千七百四十九万九千円減少し、それぞれ一千万円、零円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://wizbiz.co.jp

令和七年十二月二十六日

東京都港区芝五丁目一六番七号

ＷｉｚＢｉｚ株式会社

代表取締役　新谷　哲

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十四億六千八百六十万二千八百六十五円、利益準備金の額を八千五十九万九千四百四十一円減少し、それぞれ九十二億五千二百八十一万二千三百七十五円、〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月二日であり、株主総会の決議は、令和八年二月二日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区岩本町一丁目一〇番五号

日本高周波鋼業株式会社

代表取締役社長　小椋　大輔

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十七億五千四百七十万六千八百五十五円、資本準備金の額を四十六億五千四百七十万六千八百五十五円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年十二月十六日

掲載頁　三頁

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門四丁目一番一号

株式会社カブ＆ピース

代表取締役　前澤　友作

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百万円、資本準備金の額を九千五百万円減少し、それぞれ一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、令和八年一月三十日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十一日

掲載頁　八十六頁（号外第一二九号）

令和七年十二月二十六日

大阪市中央区平野町三丁目一番六号Ｂｉｚ

Ｍｉｘｙｏｄｏｙａｂａｓｈｉ８０２

Ｙｕｉ　Ｃｏｎｎｅｃｔｉｏｎ株式会社

代表取締役　石川いずみ

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ金十四億五千万円ずつ増加することを条件として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ金十四億五千万円ずつ減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://seiwa-onomichi.co.jp/notice/

令和七年十二月二十六日

広島県尾道市新高山三丁目一一七〇番地一七

株式会社セイワ

代表取締役　湯舟　輝和

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億九二五〇万三〇〇円、資本準備金の額を一億八〇三一万六二七二円減少し、それぞれ三千万円、三億八九九六万九〇六一円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十五日

掲載頁　一〇三頁（号外第一六二号）

令和七年十二月二十六日

福岡県久留米市百年公園一番一号

株式会社ＡＣＣＥＬＳｔａｒｓ

代表取締役　宮原　禎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、令和八年一月下旬頃を目途に開催予定の臨時株主総会及び普通株主に係る種類株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目一〇番五号

ＳＴＯＣＫ　ＰＯＩＮＴ株式会社

代表取締役　土屋　清美

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年一月十四日を基準日と定め、同日十七時三十分現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年十二月二十六日

神奈川県横浜市西区みなとみらい三丁目六番三号

イントフォー株式会社

代表取締役　小林　林広

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十六日

埼玉県戸田市美女木東一丁目四番地一七

原電子測器株式会社

代表取締役　富田　一臣

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区外神田二丁目一八番一〇号

株式会社かんそうしん

代表取締役　西山　克義

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十六日

東京都江東区福住二丁目五番四号

ディエスヴィ・エアーシー株式会社

代表取締役　鈴木　孝

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年一月十三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年十二月二十六日

名古屋市南区岩戸町二番二八号

株式会社古屋工業所

代表取締役　古屋　克巳

株式分割につき通知公告

当社は、令和七年十二月十七日開催の取締役会において、令和八年一月十三日最終の株主名簿に記載された株主が有する普通株式一株を二十株に分割することにいたしましたので公告します。

なお、効力発生日は令和八年一月十六日です。

令和七年十二月二十六日

滋賀県大津市大江四丁目三二番九号

株式会社ＳＯＦＩＸ

代表取締役　久保　幹

取得条項付株式取得につき株券提出公告

当社は、取得条項付株式であるＡ種優先株式及びＢ種優先株式の全部を取得することにいたしましたので、該当株式を所有する方は、株券提出日である令和八年一月三十日までに当社にご提出下さい。

なお、取得事由は、当社の取締役の過半数が別に定める日の到来であり、該当株券はＡ種優先株式及びＢ種優先株式の株券全部となります。

令和七年十二月二十六日

群馬県太田市六千石町五番地一

株式会社サステナブルライフライン

代表取締役　我妻　武彦

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ＶＲＨを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月二十七日までに当社にご提出下さい。

令和七年十二月二十六日

東京都中野区弥生町二丁目八番一五号

株式会社ヴィアックス

代表取締役　西門　直

投資主総会招集公告

令和八年二月二十七日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することのできる投資主は、令和七年十一月三十日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主といたします。

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

ＣＲＥインダストリアルアセット投資法人

合併公告及び合併につき株券等提出公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

また、乙の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年一月三十日までに乙にご提出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月十日

掲載頁　八十八頁（号外第二七〇号）

令和七年十二月二十六日

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

（甲）株式会社ＫＪホールディングス

代表取締役　戸﨑　豊

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

（乙）ＫＯＫＡＤＯ．ＨＤＧ株式会社

代表取締役　小島　怜

合併公告及び吸収分割公告

左記甲及び乙は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

また、左記甲及び丙は吸収分割して丙は甲のストック型事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この吸収分割の効力発生は、甲及び乙の吸収合併の効力発生を条件としております。

効力発生日は、吸収合併及び吸収分割いずれも令和八年二月一日です。

この吸収合併及び吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十六日

掲載頁　六十三頁（号外第一九二号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月二十二日

掲載頁　七十三頁（号外第一九〇号）

（丙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月二十六日

名古屋市中村区上米野町四丁目二〇番地

（甲）株式会社アイケイ

代表取締役　中島　靖隆

名古屋市中村区上米野町四丁目二〇番地

（乙）株式会社プライムダイレクト

代表取締役　森下　英則

名古屋市中村区上米野町四丁目二〇番地

（丙）株式会社ＰＤ

代表取締役　森下　英則

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百八十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

なんば開発特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五十億三千五百九十万円減少し、金一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年八月七日

掲載頁　六十頁（号外第一八〇号）

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和税理士法人内

ＫＲＦ８８特定目的会社

取締役　中津　正憲

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を十七億二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は令和七年四月二十五日付官報号外第九十四号の七十三頁に掲載されています。

令和七年十二月二十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

赤坂インベストメンツ特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.tokyospc.co.jp/koukoku/legal1/

令和七年十二月二十六日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

特定目的会社ＬＥＧＡＬ１

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.ko-koku.jp/ir/s08524-gl8vt/

令和七年十二月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｒｏｓｅ　Ｂａｙ特定目的会社

取締役　髙山　知也

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億八千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00038

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・シックス特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を一億二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年八月十四日付官報の号外第一八四号一三三頁に掲載されています。

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｍａｃａｎ特定目的会社

取締役　長尾　誠

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を四億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.kaikei-home.com/axess/0037/index.html

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号

Ｆｌｏｗ―Ｋｏｎａ特定目的会社

取締役　安藤　康浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00035

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・ツー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金三億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.web-public-notice.jp/44OU56S-00036

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

ピーピーエフエー・ジャパン・スリー特定目的会社

取締役　中村　武

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金二十億八千二十五万円（ただし、Ｂ号優先出資について金二十億八千二十五万円）減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000490/cu47/

令和七年十二月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号　ジャパン・マグノリア特定目的会社

取締役　松澤　和浩

債権申出の公告（第三回）

当社を代表事業主とする規約型確定給付企業年金は、令和七年十二月一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月二十六日

長崎県佐世保市湊町三番一三号

山下医科器械株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　諸岡　一彦

訂正公告

令和四年七月二十一日（号外第一五七号）掲載の第二十五期決算公告（枠組）中、「（当期純損失）」とあるは「（当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月二十六日

東京都品川区北品川五丁目九番一二号

コベルコ・コンプレッサ株式会社

代表取締役　岩本　浩樹

訂正公告

令和七年十二月二十二日官報第一六一四号二十八頁掲載の左記会社に係る合併公告中、甲の最終貸借対照表の開示状況に、「https://www.homenet-24.co.jp/」とあるは、「http://www.homenet-24.co.jp/」、乙の最終貸借対照表の開示状況に、「http://www.mynet24.jp/」とあるは、「http://www.mynet24.jp/index.html」の誤りにつき訂正します。

令和七年十二月二十六日

東京都中野区中野二丁目二四番一一号住友不動産中野駅前ビル

（甲）ホームネット株式会社

代表取締役　藤田　潔

東京都中野区中野二丁目二四番一一号住友不動産中野駅前ビル

（乙）毎日サービスネットワーク株式会社

代表取締役　藤田　潔

訂正公告

令和七年十二月十九日掲載の左記会社に係る合併公告中、「甲は乙の権利義務全部を承継して存続し」とあるは「甲は乙の権利義務全部（甲株式十三万株を含む）を承継して存続し」の誤りにつき訂正します。なお、この合併に対し異議のある債権者は、本訂正公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年十二月二十六日

東京都品川区北品川五丁目八番一九号

（甲）大竹建窓株式会社

代表取締役　大竹　幸一

東京都品川区北品川五丁目八番一九号

（乙）株式会社大竹建窓ホールディングス

代表取締役　齋藤　清一

正誤

ページ	段	行	誤	正
二一四	下	終りから一二	十一号	十一号給

（印刷誤り）

国会事項欄（国会職員の給与等に関する規程及び特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程）

令和七年十二月二十四日（号外第二百八十二号）